

# 令和6年度 沖縄県産業振興基金事業補助金

## 【募集要項】

### I. 趣旨

沖縄県では、技術革新や高度情報化等に対応し産業の振興を図るため、沖縄県産業振興基金において、企業・団体等がみずから策定した事業計画に沿って実施する事業に補助を行っております。このたび、令和6年度の補助事業を実施するにあたり、当補助金の活用を希望する事業計画を募集しますので、この要項に沿ってご応募ください。

予算規模     :     補助金交付額 約55百万円  
                  ( うち北部地域産業振興事業分 約5百万円 )  
                  予算の範囲内で複数の事業を採択する予定です。

### II. 応募要件

#### 1 補助対象事業

交付対象となる事業の概要、区分等は【別紙1】(補助対象事業区分一覧表)のとおり

※ 国・県等の他の補助金の対象となる事業は、当補助金の対象外となります。

交付対象となる他の補助金の有無については、提案者において十分にご確認ください。

#### 2 補助対象経費

補助の対象となる経費は【別紙2】(補助対象経費について)のとおり

#### 3 補助対象者

沖縄県の産業振興に資する取組を行う企業・団体等  
(事業区分により追加要件あり。詳細は【別紙1】を参照。)

### III. 事業実施期間

交付決定の日から令和7年(2025年)3月31日まで

## IV. 応募手続

### 1 受付期間

令和6年4月1日(月)から 4月19日(金)まで (受付時間:9時~17時)

※期限厳守。郵送の場合は必着。

### 2 提出書類

#### (1) 希望調書 (提出部数:正本1部、副本(写し、両面印刷)9部)

- ①希望調書かがみ文 (様式1)
- ②企業・団体等概要書 (様式2)
- ③事業計画書 (様式3)
- ④事業の成果指標 (様式4)
- ⑤収支予算計画書 (様式5)
- ⑥経費積算根拠資料 (任意様式、見積書等)
- ⑦事業内容を説明する参考資料(任意)
- ⑧会社案内等のパンフレット (任意)

#### (2) 希望調書に添付する書類 (提出部数:1部)

- ① 法人の定款・寄附行為
  - ② 法人の登記事項証明書(全部事項証明書、発行から3ヶ月以内のもの)
  - ③ 直近3か年の決算書(損益計算書、貸借対照表、販売管理費、製造原価計算書)
  - ④ 国税、県税及び市町村税に未納がないことの証明(国税の「納税証明書その3の3」等)
- ※ ①及び②について、法人登記を行っていない団体等は添付不要(様式2で代替)
- ※ 設立したばかりの企業・団体等において、③は収支計画書、設立時貸借対照表、④は税務署・県税事務所へ提出した届出書を添付。

#### (3) その他必要書類

- ① 共同事業体の設立に関する書類(「企業連携体協定書」等)  
(複数の企業等が共同で応募する場合。事業区分:地域産業連携支援事業は原則必須。  
別紙4-追加資料1を参照。)
- ② 事業区分:技術基盤整備事業に係る追加様式(別紙4-追加資料2を参照。)
- ③ その他、県が求める資料(審査の各段階で必要に応じて依頼)

### 3 提出方法

沖縄県商工労働部 産業政策課執務室(県庁8階)へ、持参又は郵送にて提出

- ・ 電子メールによる提出は不可
- ・ 提出書類は A4 判に統一(添付書類も同様)

- ・ ホチキス留めは不可、ダブルクリップ等着脱が容易な方法で1部ずつ留めてください
- ・ 提出書類は返却しません

### 《事業計画に関する相談》

沖縄県産業振興公社内に相談窓口を設置しております。

当補助金の要件確認、計画書の記載方法等をご相談いただけます。

[連絡先:沖縄県産業振興公社事業支援課 TEL098-851-4103]

## V. 交付決定までの流れ

### 1 受付

県において提出書類を受け付ける際に、不備がないか確認を行います（不備がある場合は不受理とすることがあります。）。

### 2 審査

書面審査のほか、「沖縄県産業振興基金事業評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を開催し、事業計画について総合的な評価を行った上で採択事業を決定します。なお、各事業計画の審査結果等に関するお問い合わせには回答できませんので、ご了承ください。

#### [共通する審査ポイント]

事業計画は、主に以下の観点に基づき総合的に審査・評価します。

#### ア 適合性

（応募要件や補助事業の基本的項目に適合しているか 等）

#### イ 計画の妥当性

（課題・ニーズが的確に把握されているか、事業フローは適切か 等）

#### ウ 実施体制

（執行・管理体制は十分か、確実な遂行が望めるか 等）

#### エ 成果目標

（事業効果を的確に把握し適切な目標設定がされているか、目標の達成手法が妥当か、自律的・持続的な展開が見込め自走化が可能か 等）

#### オ 本県の産業振興への効果

（事業実施の重要性・緊急性、先導性・波及性、地域への貢献 等）

#### [各事業区分の審査ポイント]

#### ア 戦略的産業育成支援事業

・県の施策と連動し、県内産業への波及効果が期待できる先導的な取組か  
例) DX や GX の推進、社会課題の解決に資する取組等

- イ エネルギー基盤安定整備事業
  - ・本県に適したクリーンエネルギーの導入拡大に資する取組か
  - 例) 再生可能エネルギーを効率的・安定的に供給するための研究・実証等
  
- ウ 地域産業技術活性化・高度化支援事業(1)地域産業連携支援事業
  - ・異なる産業分野の団体が連携し、地域産業の活性化や持続可能な発展などにつながる取組か
  - 例) 県産品の優先利用や県外からの移入に頼っている製品等の県内発注を促進する取組、資源循環(サーキュラーエコノミー)の実現に資する取組等
  
- エ 地域産業技術活性化・高度化支援事業(2)地域産業支援事業
  - ・研究機関等の研究成果を活用した取組や、地域産業の活性化等につながる取組か
  - 例) 研究機関と企業との共同研究や、新規ビジネス(大学発ベンチャー等)の創出等につながる取組等
  
- オ 技術基盤整備事業
  - ・ものづくり産業の生産性向上に資する基盤整備により、県内の自給率向上等につながる取組か
  - 例) 県内で新たに加工・製造する製品の生産基盤整備事業等
  
- カ 人材育成事業
  - ・県内企業の積極的な人材投資を促す取組か
  - 例) 企業や産業毎に必要なスキルをリスクリングにより取得支援する取組や兼業・副業等による外部人材の活用を促進する取組等
  
- キ 北部地域産業振興事業
  - ・北部地域の産業振興に効果的な取組か
  - 例) 北部地域産業の活性化・高度化に資する取組等

**【留意点】**

- ・個別企業のみで実施する製品開発・販路拡大支援は本事業の補助対象とはなりません
- ・本事業の採択者に対する補助金を利用し、他の者に補助を行う事業は補助対象とはなりません(実質的に間接補助となるものを含む)

**(1) 1次審査(書面審査)**

沖縄県産業政策課において提出書類を確認、要件への適合性等の審査を行い、2次審査の対象を選定、各提案者に審査結果を通知します。

(必要に応じてヒアリングを行う場合があります。該当する提案者には個別に連絡。)

(2) 2次審査(評価委員会におけるプレゼンテーション審査)

有識者や関係機関の職員等で構成する評価委員会において、提案者から事業計画を説明(プレゼンテーション)していただきます。評価委員会の詳細については、1次審査を通過した提案者に対して個別に通知します。

(3) 事業計画の補正協議

評価委員会による意見等の審査結果を踏まえ、事業内容(補助対象経費の積算を含む)に見直しが必要な場合は、計画の補正協議を行います(該当する提案者には個別に連絡。)

(4) 審査結果通知(採択/不採択通知)

1次及び2次審査の結果は原則電子メールにて通知します。なお、2次審査の結果、採択事業と決定された場合でも、改めて交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。

### 3 交付申請、交付決定

採択事業の提案者は令和6年5月15日以降に補助金交付申請を行い、県の交付決定を受けた後、事業を開始(着手)することができます。

### 4 スケジュール(1次審査以降は目安)

令和6年

4月1日(月)~4月19日(金)	応募受付期間
4月22日(月)~4月30日(火)	1次審査(書面審査)
5月1日(水)	1次審査結果通知
5月8日(水)~5月10日(金)	2次審査(評価委員会プレゼン審査)
~5月14日まで	事業計画の補正協議
~5月14日頃	2次審査結果通知
5月15日(水)以降	補助金交付申請、交付決定

## VI. ハンズオン支援

補助事業の遂行にあたっては、産業振興に関する幅広い知識及び経験並びに多様な情報・人的ネットワークを有するコーディネーターによるハンズオン支援(事業の効率的・効果的な推進のため、補助事業の各段階において必要な知識・ノウハウの提供、提案・助言、意思決定のサポート等)を受けることができます。

評価委員会の審査結果等によって、ハンズオン支援を受けることが採択の要件となる場合があります。

## VII. 留意事項

### 1 経費の積算について

#### (1) 消費税の取扱い

消費税の納税義務の分類に応じて次の点に留意してください。

##### ① 課税事業者

当補助金は消費税の課税対象外（不課税）となるため、補助対象経費はすべて消費税を控除した「税抜額」で積算してください。

##### ② 免税事業者

免税事業者であることを証明する書類（前期及び前々期決算書、申告額の欄に「無」と記載された納税証明書等）を提出したうえで、「税込額」を補助対象経費として積算することができます。

##### ③ 国若しくは地方公共団体、消費税法別表第3に掲げる法人又は人格のない社団等

当補助金は「用途が特定される特定収入」に該当するため、「税込額」で補助対象経費を積算してください。

#### (2) 端数処理

事業計画（及び交付申請）における補助金の額は、補助対象経費の総額に補助率を乗じ千円未満は切り捨てとしてください（なお、事業完了後の精算は円単位となるため、1円未満を切り捨てとなります。）。

### 2 補助事業者の義務（交付決定後に遵守すべき事項）

交付決定を受けた場合は、沖縄県補助金等の交付に関する規則、沖縄県産業振興基金事業補助金交付規程及び交付決定に付した条件を遵守し、事業を遂行する必要があります。

（具体例）

- ・ 補助事業を確実に遂行すること
  - ・ 経費配分の変更や事業を中止する場合に、事前に県の承認を得ること
  - ・ 補助事業遂行状況の報告（中間報告、完了報告）
  - ・ 取得財産の管理、取得財産の処分制限
  - ・ 補助事業に関する書類一切の保管（事業年度終了後5年間）
  - ・ 県が補助事業の成果を公表する際の協力（成果報告会や事業終了後の調査等）
- ※ 関係法令や補助条件に違反した場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります（事業が完了し、補助金精算後に違反が判明した場合も含む。）。

### 3 その他

- (1) この募集要項に定める事項のほか、補助事業の遂行にあたっては、沖縄県財務規則等、県の関係例規に基づく取扱基準、制限等がありますので、ご注意ください。

(2) 補助事業については、事業者名、事業概要、交付決定額などの公表を予定しております。

## VIII. 添付書類

- (1) 【別紙1】補助対象事業区分一覧
- (2) 【別紙2】補助対象経費について
- (3) 【別紙3】(参考)直近の採択事業一覧
- (4) 【別紙4】(様式)令和6年度沖縄県産業振興基金事業希望調書

《本件担当、提出先》

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

沖縄県商工労働部 産業政策課

担当：島

TEL:098-866-2330

電子メール:aa055204@pref.okinawa.lg.jp

《事業計画に関する相談窓口》

〒901-0152 那覇市小禄1831-1

沖縄県産業振興公社 事業支援課

担当：高野、比嘉千尋

TEL:098-851-4103

## 【別紙1】補助対象事業区分一覧

	事業区分	事業概要	補助率等	備考
1	戦略的産業育成支援事業	本県の施策と連動し、付加価値の高いビジネスモデルの創出等を推進する戦略的産業(情報通信産業、観光リゾート産業、国際物流機能を活用した新たなビジネスを展開する臨空臨港型産業等)及びDX、GXの推進や社会課題解決を目的としたソーシャルビジネスの育成・支援事業	3/4以内 (県出資公益法人等は10/10以内)	—
2	エネルギー基盤安定整備事業	本県におけるクリーンエネルギーの利活用、エネルギー供給の不利性低減等のエネルギー基盤安定化に資する事業	2/3以内 (補助限度額: 300万円/件)	—
3	地域産業技術活性化・高度化支援事業	(1)地域産業連携支援事業 産業分類の異なる複数の事業者団体等で構成する連携体が行う、地域産業の活性化・高度化に寄与すると認められる研究開発事業又は経済循環に資する事業	3/4以内	【追加提出資料】 ・共同事業体の設立に関する資料(協定書等)を提出 (別紙4-追加資料1を参照)
		(2)地域産業支援事業 地域産業の活性化又は高度化に大きく寄与すると認められる新技術又は新製品の実用化に向けた研究開発及び研究成果を活用した新規ビジネスの創出事業、地域産業の育成に寄与すると認められる事業等	2/3以内 (県出資公益法人等は10/10以内)	—
4	技術基盤整備事業	技術の集積・他産業との連携による高度化・高付加価値化、生産プロセスの見直しによる競争力強化等を推進するものづくり・生産技術の基盤整備事業	1/2以内 (補助限度額: 100万円/件)	【追加提出資料】 ・詳細な要件及び追加で必要な資料あり (別紙4-追加資料2を参照)
5	人材育成事業	各産業のリスクリングや専門人材の育成等を支援する取組や、兼業・副業等の多様な人材の活用を促進する取組等の人材育成・確保支援事業	3/4以内 (県出資公益法人等は10/10以内)	—
6	北部地域産業振興事業	北部地域(名護市、国頭郡並びに島尻郡伊平屋村及び伊是名村をいう。)における地場産業、情報関連産業、地域イベント等の戦略的産業及び情報関連、技術・研究開発関連、観光リゾート関連、農林水産業関連分野等の人材育成並びに支援及び活用事業	3/4以内	—
<p>《補助対象外となる事業》            国・県等の他の補助金の対象となる事業は、当補助金の対象外</p>				

(参考)

令和6年度予算規模(補助金額)

・事業区分1～5の合計 : 約500万円

・事業区分6(北部地域産業振興事業分) : 約500万円

(予算の範囲内で複数の事業を採択する予定)



## 【別紙2】補助対象経費について

経費区分	内 容	
人 件 費	補助事業に直接従事する者の基本給及び社会保険料の事業主負担分 ・原則として雇用関係にあり、事業計画書(様式3-4)体制図に掲載された者が対象 ・補助事業に従事した時間分に限り計上可能 ・補助事業に従事した時間及び内容を証する日報等(従事者本人作成)が必要 ・時間単価の積算方法は、健保等級単価計算を原則とします。 <b>【対象外】</b> 補助事業に直接従事せず、管理・監督のみを行う役員・管理職等 <b>【対象外】</b> 福利厚生に係る諸手当、賞与、超過勤務手当、雇用保険料など	
謝 金	助言を得るため招聘した専門家や講演会・勉強会の講師に対する謝礼金等	
旅 費	補助事業従事者に支給する旅費、専門家等招聘に係る交通費等 ・鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料等	
機械器具備品費	1件20万円以上の機械装置の購入費用(旧設備の撤去、設置に係る費用を含む) ・事業区分:エネルギー基盤安定整備事業、技術基盤整備事業に限り計上可能 (エネルギー基盤安定整備事業においては研究開発に係る機械装置に限る)	
庁 費	消耗品費	補助事業の実施に必要な物品(備品、原材料費に含まれないもの)の取得費用 ・一品の取得価格が3万円(税込)未満のもの(書籍は1万円未満)
	燃料費	自動車用燃料のガソリン、試験研究等に使用する燃料代等 ・補助事業のために使用したことを証する書類が必要(車両運行管理簿など)
	印刷製本費	チラシやパンフレット等の印刷代、冊子等の製本代 ・企画、デザイン等を含めて外注する場合は委託費に計上
	役務費	人的なサービスの提供に対して支払う経費 ・通信・運搬料、保管料、広告料、手数料、筆耕翻訳料、マネキン(販売員)への報酬等 ・広告料について、企画、取材等を含めて外注する場合は委託費に計上
	使用料及び賃借料	機器のリース料、会議室等の賃借料 ・複数年度の契約に基づくリース料については、事業実施期間分のみ補助対象
	備品費	補助事業の実施に必要な機械器具等の購入費用(3万円以上の物品。書籍は1万円以上。) ・1件20万円以上の機械器具は「機械器具備品費」に計上
委 託 費	業務の一部を外部の者に委託して行わせる際の経費	
原材料費	物品を生産するための原料又は材料の購入費用 ・試薬、試験・研究用資材、販売を目的としない試作品の原材料等	
補助金及び負担金	特定の事業、研究等を育成、助長するための補助金、催事出展料、研修参加費用等	
その他の経費	上記以外の経費で、県が特に必要と認めたもの	

この経費区分は「産業振興基金事業の補助金交付申請に係る経費配分の区分及び基準に関する取り扱い要領」に基づく。

### 《基本的な考え方》

・事業を遂行するために必要で、もっぱら事業のために使用される費用が補助対象経費となります。

#### ※補助対象外となる費用の例※

- ・土地購入費、車両購入費・修理費
- ・事務所等の家賃・光熱水費、電話・インターネットなどの通信費、事務用品代、雑誌・新聞代
- ・飲食・接待費用、所属団体の会費等
- ・収入印紙・切手代、振込手数料(代引き手数料を含む)、各種保険料
- ・借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・補助金事業計画書、交付申請書等の書類作成・送付に関する費用
- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

### 《執行の留意点》

- ・交付決定前に着手(発注、契約等)された費用は、補助対象となりません。
- ・事業費を執行する際は、金額の妥当性を証明できるよう発注前に見積書を徴取してください。
  - 1件あたりの支払いが10万円(税込)以上の執行は、原則として2者以上から見積(相見積り)徴取
  - 相見積りが困難で随意契約(任意で選定した特定の相手方との契約)とする場合は、選定理由書を添付
- ・事業費執行の事実を記録するため、支払いは原則銀行振込としてください。
- ・その他、執行にあたり不明な点がある場合は、随時、県に相談する必要があります。

【別紙3】

			14,657,000
1	<		14,657,000
			18,000,000
2			18,000,000
			2,445,000
3			2,445,000
			0
			4,559,000
4			2,700,000
5	G ÷ H	ö	1,859,000
			39,661,000

			0
			18,000,000
1			18,000,000
			4,000,000
2			4,000,000
			2,030,000
3	ü		2,030,000
			5,082,000
4		ï	2,025,000
5	÷ û fl	ö	2,040,000
6			1,017,000
			29,112,000